

令和 8 年度保育所等入所の案内

教育・保育の必要性の認定について

幼稚園、保育所、認定こども園を利用する際は、教育・保育の必要性の認定を町から受けることになります。認定される区分によって、下表のとおり利用できる施設が決まります。

認定区分	対 象	利用できる施設
1 号認定 (教育標準時間認定)	満 3 歳以上で教育を希望する子ども	幼稚園・認定こども園（教育機能） 小学校以降の教育の基礎をつくるための 幼児期の教育を行う学校
2 号認定 (保育認定)	満 3 歳以上で保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園（保育機能） 就労などにより家庭で保育できない保護 者に代わって保育する施設
3 号認定 (保育認定)	満 3 歳未満で保育を必要とする子ども	

●認定区分による手続きについて

幼稚園・認定こども園(教育機能)の場合

- ① 施設に直接利用を申し込みます
- ② 施設から入園の内定を受けます
- ③ 施設を通じて町へ認定を申請します
- ④ 施設を通じて町が認定証を交付します
- ⑤ 施設に入園

保育所・認定こども園(保育機能)の場合

- ① 町に利用申込みと「保育の必要性」の認定を申請します
- ② 町が認定証を交付します
- ③ 利用先を町が調整します
- ④ 保育所に入所

2 号・3 号認定（保育認定）について

● 保育を必要とする事由

保育所の利用を希望する場合は、保育認定を受けていただく必要があります。保育認定を受けられるのは、保護者のいずれもが下記の事由にある場合です。なお、「保育を必要とする事由」によって、「認定期間」が異なります。認定期間が終了し、継続入所を必要とする場合は、新たな事由（求職活動→就労 等）か、事由が継続すること（保護者の疾病→療養期間の延長 等）を申請する必要があります。また、事由が変更した度、町へ申請していただく必要があります。

保育を必要とする事由	認定期間
①就労（月の就労時間が 64 時間以上）	就労している期間
②妊娠、出産	母子健康手帳を取得してから、分娩予定日の 8 週後の属する月末まで
③保護者の疾病、障害	障害者手帳の保有や、診断書の記載内容等による
④親族の介護・看護	障害者手帳の保有や、診断書の記載内容等による
⑤災害復旧	状況による
⑥求職活動	3 ヶ月
⑦就学	就学している期間
⑧虐待や DV のおそれがあること	状況による
⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育児休業が終了する日の属する月末まで

⑩その他、上記に類する状態として町が認める場合	状況による
-------------------------	-------

●保育の必要量(保育を利用できる時間)

保育を必要とする事由により、保育の必要量が、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分され、その時間の範囲内で利用できます。範囲外で利用する場合は、延長保育料金がかかります。

保育を必要とする事由が、就労（月の就労時間が120時間以上）、または妊娠・出産の場合は、「保育標準時間」を選択できます。就労（月の就労時間が120時間未満）、求職活動、育児休業取得中の継続利用の場合は、「保育短時間」となります。前項の表の③、④、⑤、⑦、⑧、⑩の場合は、申請内容によります。

(例)

利用区分	保育を利用できる時間			
保育標準時間	最長 11 時間			延長保育
保育短時間	延長保育	最長 8 時間	延長保育	
	7:00	8:00	16:00	18:00 19:00

※開所時間や延長保育の実施の有無は、3 ページをご覧ください。

保育料について

保育料は、0 歳から就学前まで無償化されています。

提出書類について

入所を希望する前の月の 10 日（土日祝を除く）までに下記の書類を提出してください。

※ 3 月入所の申込は原則受け付けておりません。

- ① 支給認定申請書 保育所等入所申込書（兄弟で入所する場合は、それぞれ提出）
- ② 家庭状況調査票
- ③ 保育の必要性を証明する書類（父、母それぞれ提出）

保育を必要とする事由	提出書類	証明する人
就労 育児休業	就労証明書	事業主
妊娠、出産	妊娠届出書の写し	医療機関
保護者の疾病、障害	診断書もしくは障害者手帳の写し	医療機関等
親族の看護、介護	看護・介護状況申告書、 看護、介護されている方の診断書 障害者手帳、介護保険被保険者証の写し	
災害復旧	り災証明書	市町村
求職活動	就労予定申立書、ハローワークの登録証の写し	
就学	受講証明書、在学証明書等 受講期間及び在学期間が確認できる書類	在籍校
虐待や DV のおそれ	保護に関する証明書等	児童相談所 又は振興局

④ 保育料・副食費区分算定のために必要となる書類（下記区分に該当する方は提出）

区 分	提出書類
保護者が令和 7 年 1 月 1 日時点で山田町に住民登録がない場合	マイナンバー記入用紙（家庭状況調査票の裏面）
保護者が令和 8 年 1 月 1 日時点で山田町に住民登録がない場合	
子どもや同一世帯の親族に障害児（者）がいる場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当受給者証、国民年金の障害基礎年金等の証書の写し

施設名	所在地	電話番号	開所時間	保育サービス
とよまねこども園	豊間根 3-177-10	86-2745	午前 7 時～午後 6 時 ※延長時は午後 7 時まで	①②③
山田はまぎくこども園	織笠地内	82-3137		①②③④
山 田 第 二 保 育 所	八幡町 7-1	82-9306		①②③
山 田 中 央 保 育 園	長崎 2-3-1	82-6086		①②
日台きずな保育園	船越 9-26-16	84-3368		①②
大 沢 保 育 園	大沢 8-19-2	82-2716		①②③
船 越 保 育 園	船越 6-52-52	84-2534	午前 7 時半～午後 6 時	①

※「山田町第一保育所」と「織笠保育園」が統合され、「山田はまぎくこども園」が令和 8 年 4 月開園予定です。

町内保育所・認定こども園一覧

保育サービス	説 明
①一時預かり	家庭で保育している保護者が、疾病、冠婚葬祭などにより子どもの保育ができない場合、緊急一時的に保育を行います。
②延長保育	就労などにより、認定時間外に子どもの保育ができない場合に、午後 7 時まで保育を行います。
③休日保育	就労などにより、日曜日・祝日に子どもの保育ができない場合に、保育を行います。
④病児保育	子どもが病気で保育所に登園できない場合、専用の保育室で看護師・保育士が子どもの体調にあった保育を行います。

問い合わせ先

山田町健康子ども課 子ども子育て係 Tel：0193-82-3111（内線 602）

